

坂井市公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定

令和5年3月 一部改訂

福井県坂井市

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	
1 背景と目的	1
2 位置付け	3
3 対象とする財産	4
第2章 坂井市の現状	
1 人口推移	5
2 財政状況	
（1）歳入	6
（2）歳出	7
（3）地方交付税の「合併算定替」と「一本算定」	8
第3章 公共施設の現状と課題	
1 公共施設の現状と課題	
（1）公共施設の保有状況等	9
（2）将来負担コストの課題	12
（3）有形固定資産減価償却率の推移	14
2 インフラ資産の現状と課題	
（1）インフラ資産の保有状況等	15
（2）将来負担コストの課題	18
3 公共施設の管理上の課題	19
第4章 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	
1 計画期間	20
2 施設類型ごとの基本的な方針	
（1）公共施設	21
（2）インフラ資産	22
第5章 取り組みの方向性	
1 公共施設	
（1）公共施設見直しにおける方向性	26
（2）公共施設マネジメントシステムの着実な運用	28
（3）計画的な保全の推進	28
（4）民間活力の導入	28
（5）ユニバーサルデザイン化の推進	28
（6）脱炭素化の推進	28
2 個別施設計画を踏まえた維持更新経費の見込み	
（1）個別施設計画を踏まえた更新経費の見込み（事業費ベース）	30
（2）個別施設計画を踏まえた更新経費の見込み（償還費ベース）	31
（3）施設の総面積に係る目標達成状況	32
（4）施設の維持更新費用にかかる目標達成状況	33
3 インフラ資産	
（1）現状把握（点検・診断等の実施）	34
（2）更新・補修の実施	34
（3）適切な投資	34
（4）民間活力の導入	34

第6章 実行体制の整備

1	推進体制.....	35
2	財政との連携.....	35
3	市民との協働.....	35
4	職員の意識改革.....	35
5	フォローアップの方針.....	36

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

本市では、昭和40年代後半まで続いた高度経済成長期により、人口の増加や経済成長に伴う市民ニーズ等に対応するため、昭和50年代前後から教育施設、市営住宅等の「公共施設」や、道路、上下水道等の「インフラ資産」（以下「公共施設等」といいます。）を集中的に建設・整備してきました。

現在、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの公共施設等が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。また、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造やライフスタイルが大きく変化しており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

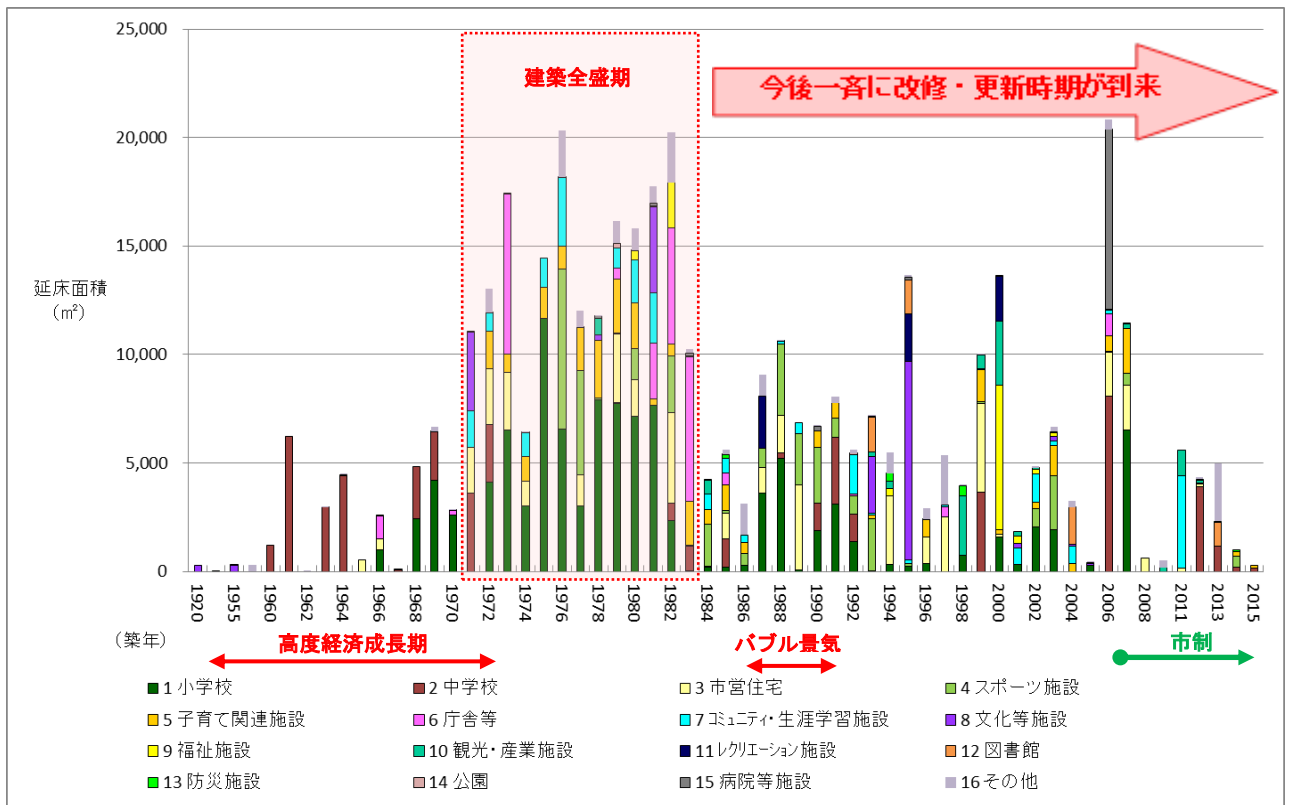
財政面においては、長期的には人口減少等による市税収入の伸び悩み、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大による財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設等の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であるといえます。

このような状況を踏まえ、本市では、公共施設の利用の実態や稼働、コスト状況など、これまで可視化されていなかった情報を施設単位で明確にするとともに、今後の施設のあり方・改善の方向性を示す「坂井市公共施設マネジメント白書」を平成24年に策定するなど、着実に取り組みを進めてきました。

一方、国においては、「インフラ長寿命化計画（平成25年11月）」が策定され、インフラ老朽化対策を推進しています。さらに、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月）」により、各自治体に対し、全ての公共施設等を対象に管理に関する基本的な考え方などを示す公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。

そこで、本市では、これまでの取り組みを踏まえながら、公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、「坂井市公共施設マネジメント白書」等による改善方針を徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を示すため、坂井市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」といいます。）を策定します。

【図 1－1 公共施設築年別整備延床面積】

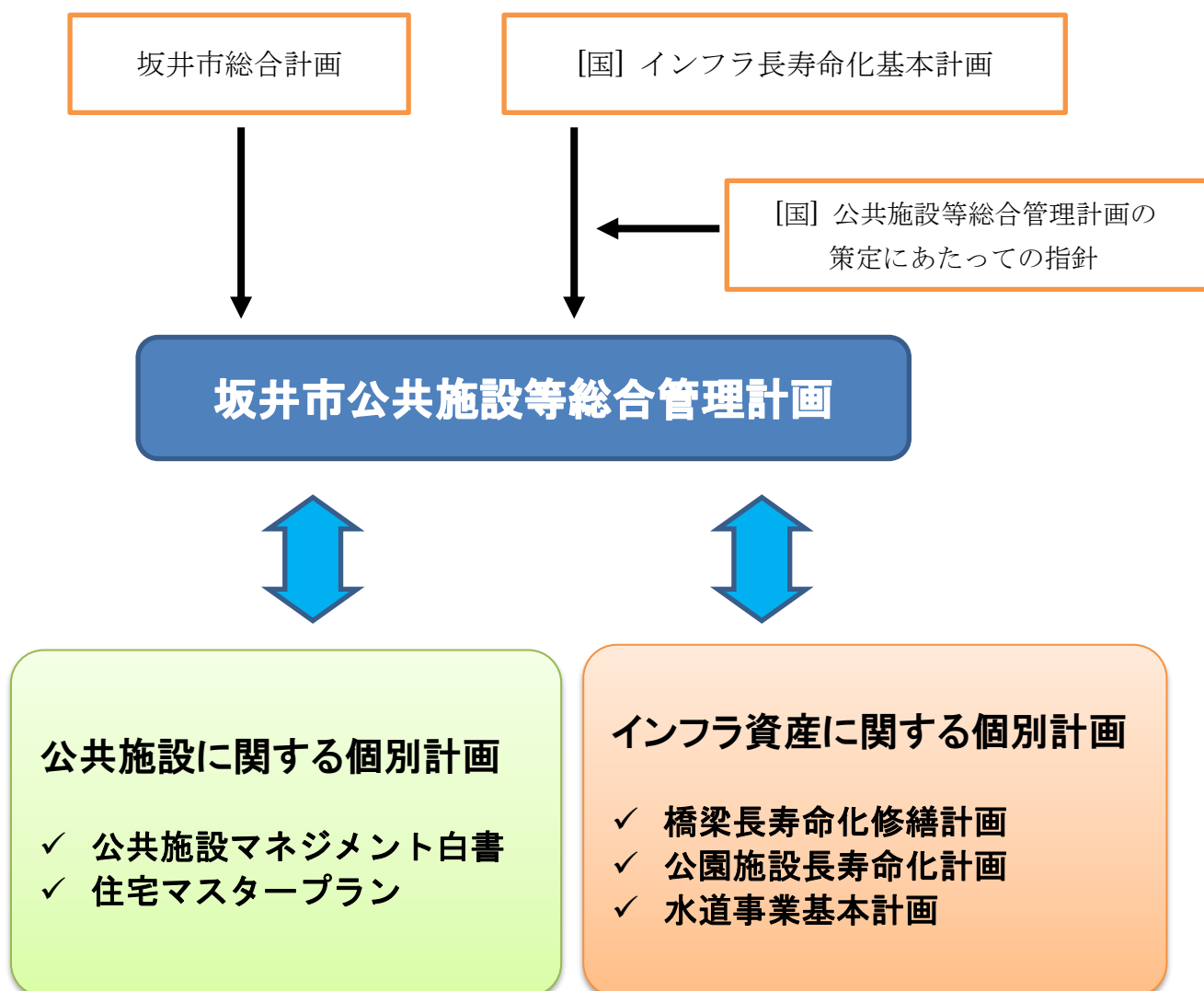


資料:坂井市公共施設マネジメントシステム

2 位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定するものです。上位計画である「坂井市総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、「坂井市行政改革大綱」と連動して、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

本市においては、一般の利用に供する公の施設を中心とした「坂井市公共施設マネジメント白書」をはじめ、「坂井市住宅マスタープラン」、「坂井市橋梁長寿命化修繕計画」等の施設の管理計画やインフラ長寿命化計画が既に策定されているものもあることから、管理計画においては、総括的な方向性を示すものとして策定し、公共施設等の個別の方向性については、既存の計画等を基本とします。



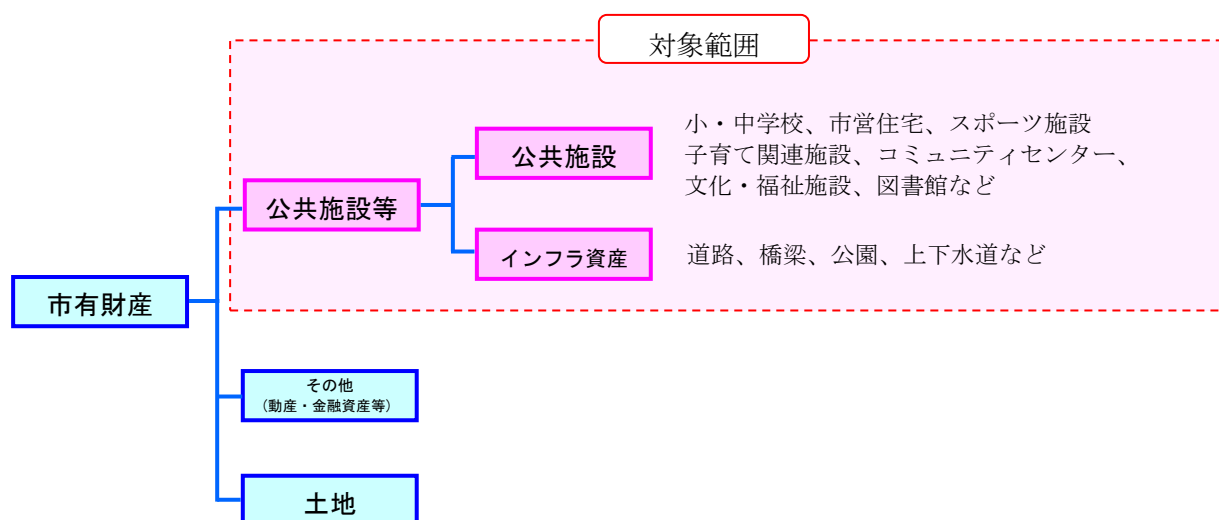
3 対象とする財産

本市の所有する財産のうち、「公共施設」及び「インフラ資産」を対象とします。

管理計画における「公共施設」とは、建物を有する主要な施設（学校、市営住宅、コミュニティセンター等）になります。

「インフラ資産」とは、主に社会基盤を形成する施設とし、道路、橋梁、上水道施設、下水道施設等となります。

【図 1－2 基本計画の対象財産】



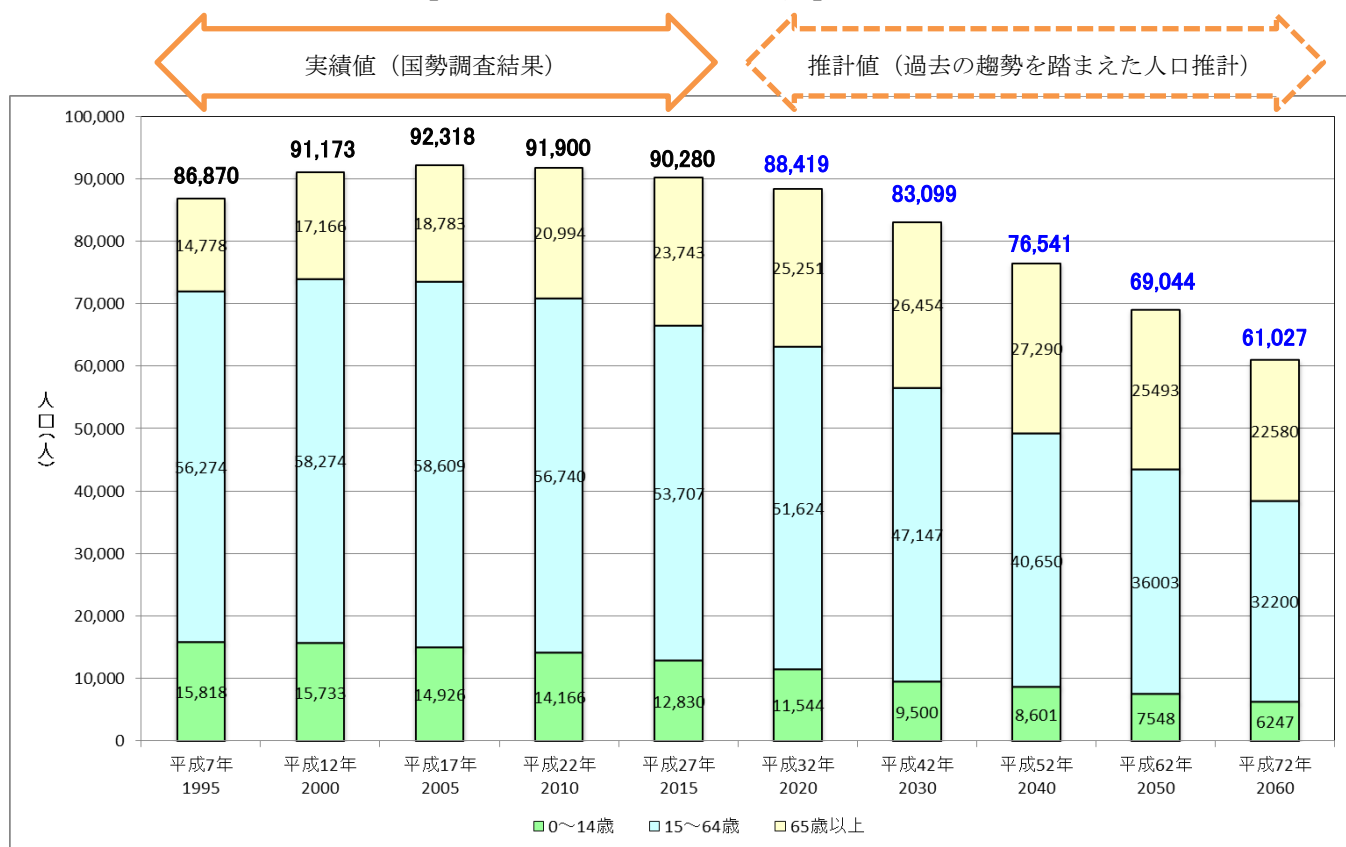
第2章 坂井市の現状

1 人口推移

本市の人口は平成17年（2005年）の92,318人をピークに減少に転じており、平成72年（2060年）にはピーク時から33.9%減の61,027人と推計されています。

年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口（15歳～64歳）は少子高齢化の進展に伴い、ピーク時の58,609人から45.1%減となる32,200人と総人口の減少より大きく落ち込むことが予想されています。

【図2-1 本市の人口推移】



資料：「坂井市人口ビジョン（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠方式）」

2 財政状況

(1) 歳入

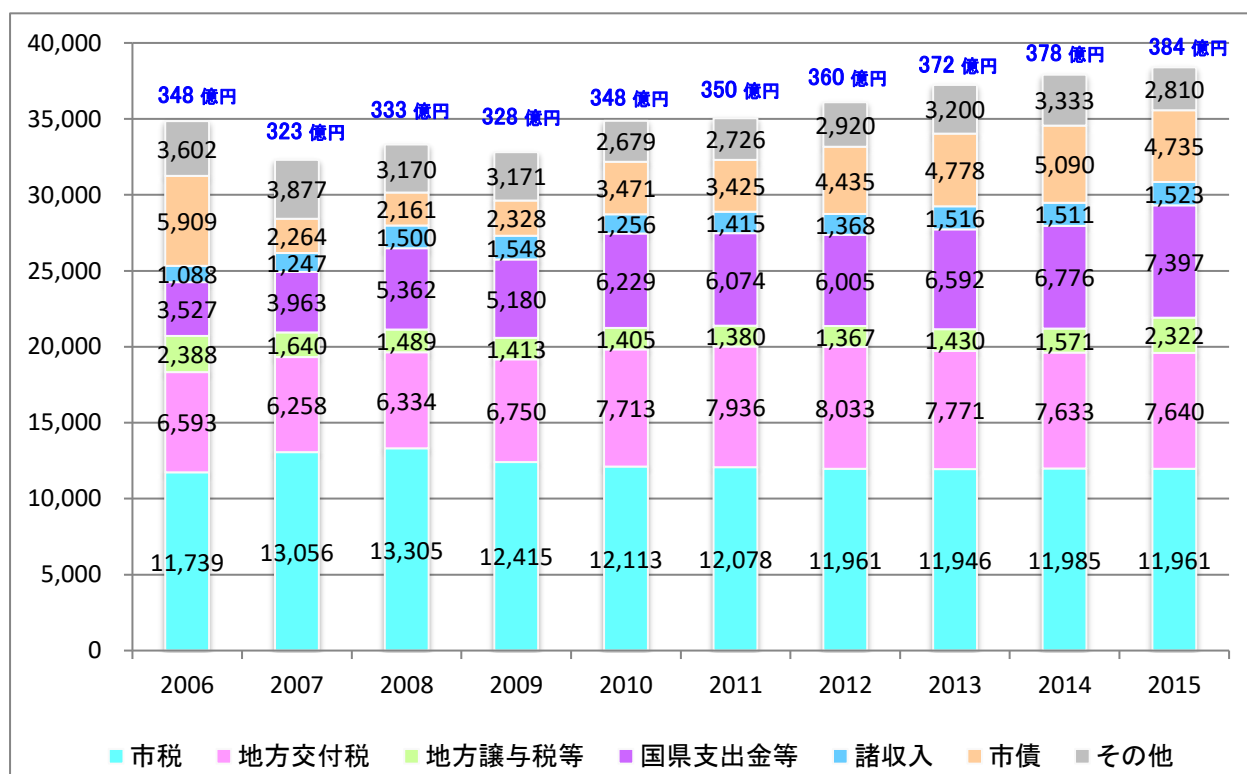
平成27年度における歳入総額は384億円となっており、市税及び地方交付税は減少傾向にある一方で、市債が増加傾向にあります。

主な自主財源である市税収入については、概ね120億円前後で推移していますが、平成20年度の約133億円から減少し、平成27年度で約119億6千万円となっています。

また、地方交付税のうち普通交付税については、合併特例措置分の段階的縮減が平成28年度から始まり、平成32年度では約10億円が減額となる見込みです。

一方、市債については、平成32年度まで計画的に進めていく施設整備等により、借入れの増高が見込まれます。

【図2-2 本市普通会計における決算の推移（歳入）（単位：百万円）】



歳入面については、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の減少が予想されます。

また、法人市民税については企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できません。

このようなことなどから、税制が大きく変わるなどの変化がない限り、将来的にも税収の大きな伸びを期待することは難しい状況にあります。

（２）歳出

歳出の状況は、平成１８年の合併以降、計画的な職員数の削減（人件費の抑制）により義務的経費を抑制し、合併特例債の活用などにより財政の健全化に努めてきました。

消費的経費については、人件費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあり、全体として増加していることがわかります。特に扶助費の金額は、平成１８年度に約３４億円であったものが、平成２７年度には２倍の６８億円となっています。

さらに、投資的経費についても、平成３２年度まで計画的に進めていく施設整備等により増加傾向にあり、その投資的経費の財源となる市債の借入れが増加することに伴い、公債費も増加傾向にあります。

【図２－３ 本市普通会計における決算の推移（歳出）（単位：百万円）】

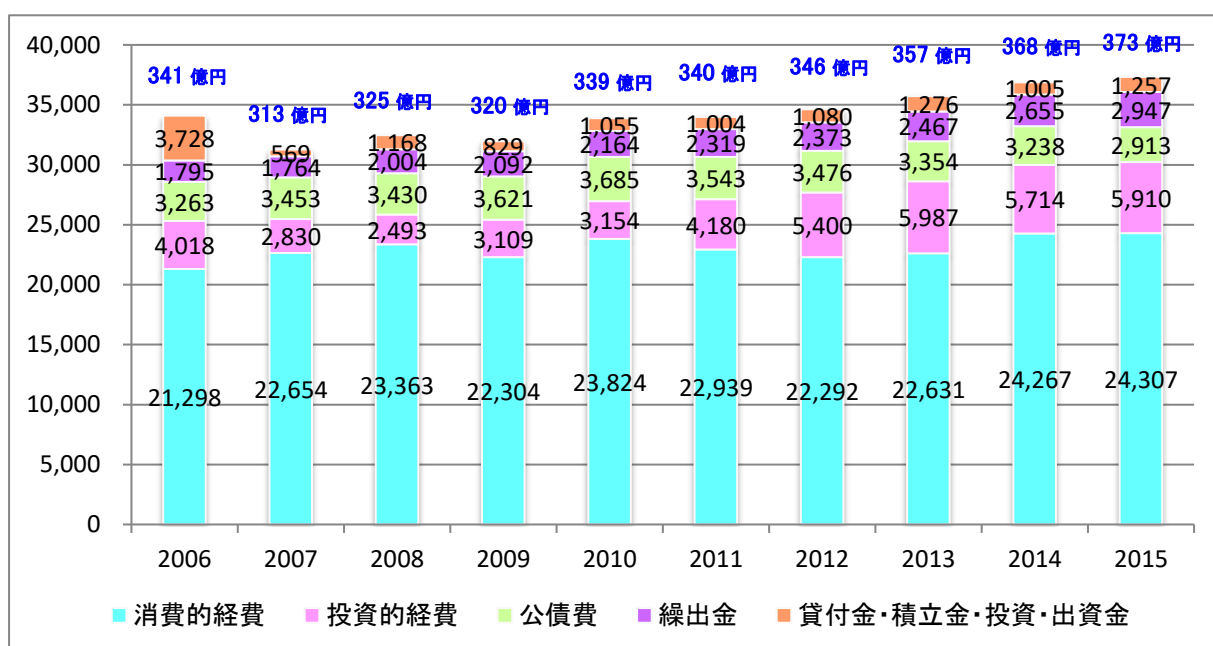
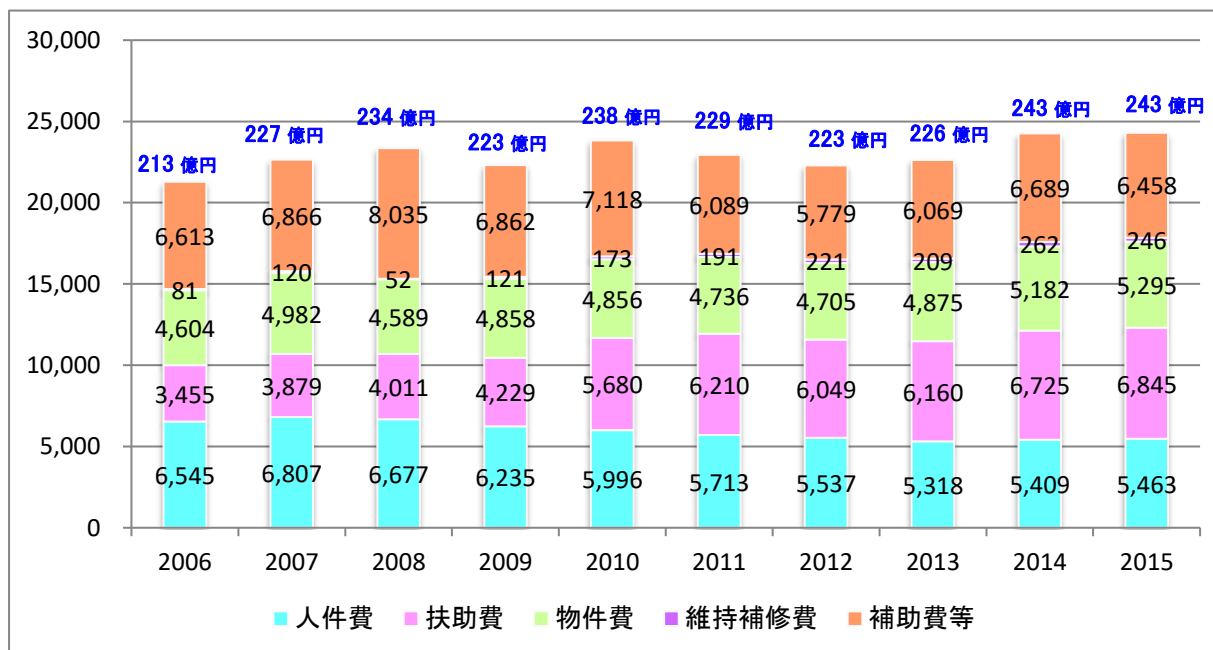


図２－４ 消費的経費の推移（歳出）（単位：百万円）】



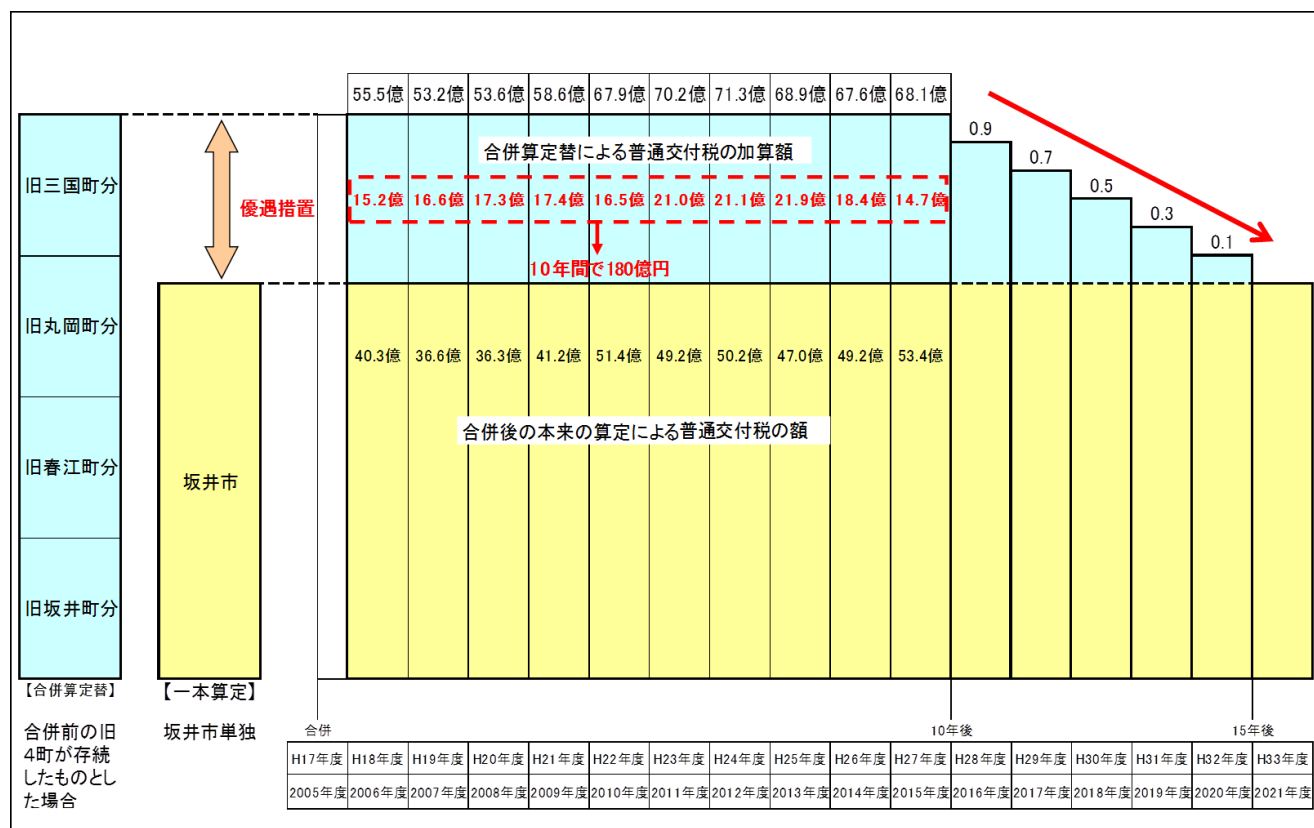
財政計画における歳出の今後の見通しは、少子高齢化による税収の減少、普通交付税の段階的縮減および社会保障費の増加が今後予想され、また、計画的な施設整備等により厳しい財政状況が続きます。

（３）地方交付税の「合併算定替」と「一本算定」

地方交付税においては、現在、「合併算定替」による普通交付税の特例措置を受けていますが、平成２８年度以降は段階的に縮減され、平成３３年度には、坂井市単独の自治体として「一本算定」されることになります。

さらには、平成３３年度からは、元利償還金の７０％が交付税措置される旧合併特例事業債の発行もできなくなり、さらに厳しい財政運営を強いられることが予想されており、このような状況を見据えた対応が必要となります。

【図２－５ 普通交付税の推移と見通し（単位：億円）】



第3章 公共施設の現状と課題

1 公共施設の現状と課題

(1) 公共施設の保有状況等

管理計画が対象とする施設数は、平成28年3月末時点で274施設¹(※)、総延床面積は407,558㎡であり、市民一人当たりでは4.39㎡となっています。

建築用途別では、小学校(108,348㎡、26.6%)が最も多く、続いて中学校(51,825㎡、12.7%)、市営住宅(44,016㎡、11.0%)となっており、この3つの種別だけで全体の約5割を占めていることがわかります。

一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる築30年以上を経過している建築物の延べ床面積は230,197㎡で、全体の約56%を占めており、さらに10年後には約75%に達する見通しで、老朽化が進行していることがわかります。

今後、老朽化に伴う大規模改修や機能更新に対応するための費用(維持更新費)が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

このため、効率的な予算配分による維持更新費の削減を図るとともに、施設の縮減、統廃合および機能移転等を勘案し、またライフサイクルコストの最適化を含めた計画的な保全を推進することが必要となります。

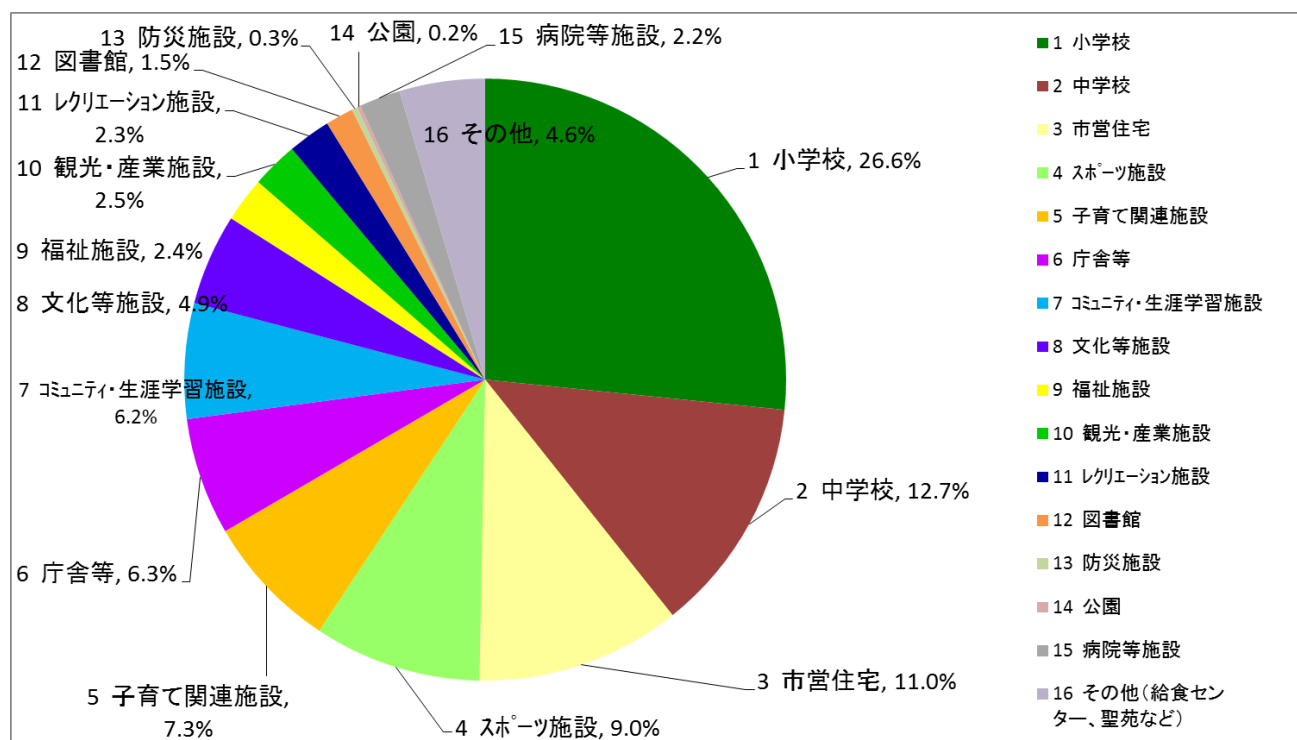
また、これらの公共施設には、施策上の目的は異なるものの、利用の実態が類似している施設もあり、長期的には、総人口が減少していくことが見込まれる中、現状の公共施設の量を適正に保つことについて、検討を進める必要があります。

このため、市民ニーズを把握・精査し、財政状況のバランスなどにも配慮しながら、機能の類似した施設がそれぞれ独立して施設を整備・運営することの必要性を検証し、必要に応じて類似機能の統合を進めるなど、効果的・効率的な施設の整備・運営や利用に向けて、ソフト・ハードの両面から適切に対応していく必要があります。

¹ ※坂井市公共施設マネジメントシステムより

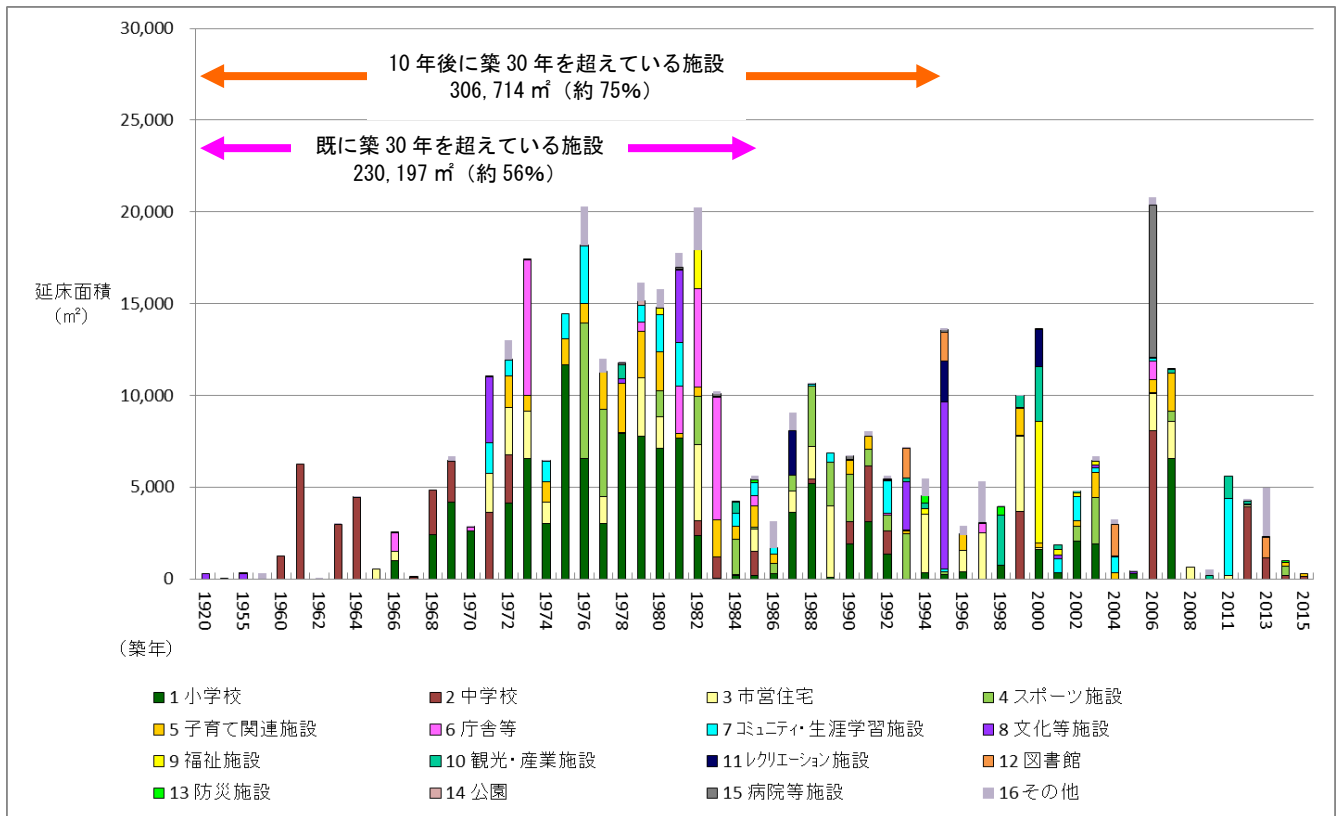
【図3-1 建築用途ごとの面積・割合（平成28年3月末時点）】

種別	面積(㎡)	割合	種別	面積(㎡)	割合
小学校	108,348	26.6%	観光・産業施設	10,070	2.5%
中学校	51,825	12.7%	レクリエーション施設	9,499	2.3%
市営住宅	44,016	11.0%	図書館	6,053	1.5%
スポーツ施設	36,924	9.0%	防災施設	1,223	0.3%
子育て関連施設	29,663	7.3%	公園	992	0.2%
庁舎	25,912	6.3%	病院等施設	8,876	2.2%
コミュニティ・生涯学習施設	25,422	6.2%	その他（給食センター、 斎苑など）	18,903	4.6%
文化等施設	19,821	4.9%			
福祉施設	10,011	2.4%	合 計	407,558	100.0%



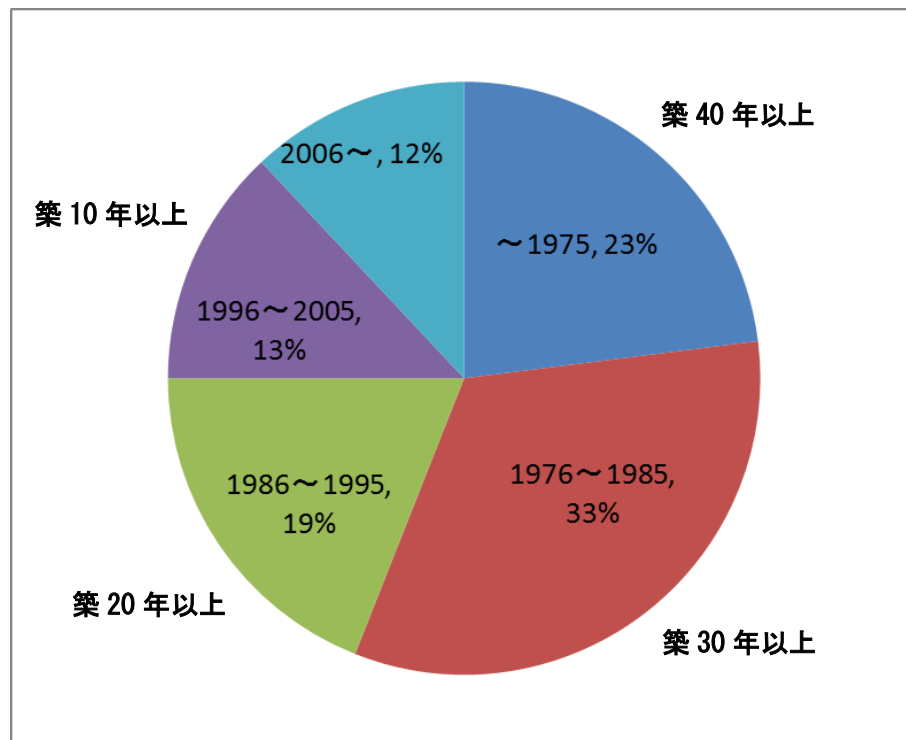
資料:坂井市公共施設マネジメントシステム

【図 3 - 2 建築年度別整備延床面積】



資料:坂井市公共施設マネジメントシステム

【図 3 - 3 建築年別延床面積の割合】



（２）将来負担コストの課題

前述のとおり、本市の公共施設は、今後急速に老朽化が進行していきます。

これらの公共施設の維持更新費が増大していくものと見込まれるなか、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効果的に対応していくかが課題となります。

一定の前提条件のもと、今後４０年間に要する維持更新費を試算すると、総額で約２，１５０.９億円（年平均で５３.７億円）に達する見通しです。

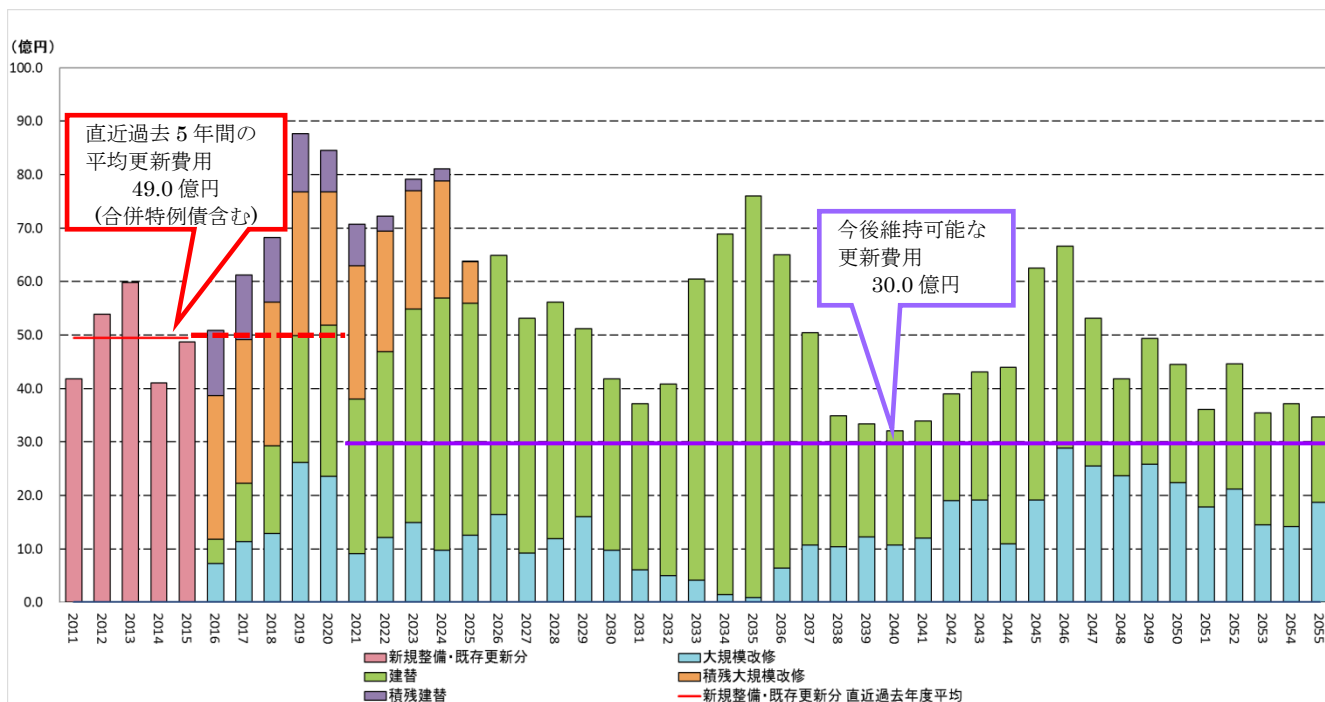
これまで実際に支出してきた既存施設の更新費及び新規整備に係る直近５年度分の費用は合併特例債の活用もあり年平均で約４９.０億円ではありますが、今後も維持できる支出規模としては、坂井市まちづくり計画の財政計画にて想定されております年約３０．０億円を更新費用に活用できる財源とします。その場合、年間あたり約２３.７億円（必要額の４４％）が不足するものと考えられます。

このため、現状のままでは、将来にわたり公共施設が提供するサービスや機能を維持することが困難になります。

厳しい財政状況のもと、総人口の減少や少子高齢化が進展することなどを踏まえ、施設総量の縮減や事業コストの削減などによる取組みが必要になります。

【図 3-4 今後 40 年間に要する更新費用の推計】

現在までのストック	40.7万㎡		
年更新費用試算額	53.7億円	試算期間の更新費用総額	2,150.9億円
新規整備・既存更新 直近過去年度平均	49.0億円	年更新費用試算額との比較	1.1倍
2021年以降更新費／年	30.0億円	年更新費用試算額との比較	1.8倍



資料:坂井市公共施設マネジメントシステム

～前提条件～

- ・ 現在保有する公共施設をすべて保有し続けたものとする。ただし、「坂井市公共施設マネジメント白書」において、今後の方向性について「廃止（閉館等）」とされた公共施設は除く。
- ・ 建物の耐用年数を建替えの更新年数、耐用年数の 1 / 2（小数点以下切捨て）を大規模修繕の更新年数とする。
- ・ 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令²（財務省令）」に基づき定める。
- ・ 維持更新費は、更新費及び大規模修繕を含むものとする。

² 参考；鉄筋コンクリート造 事務所 50年、住宅・学校 47年

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

年度	公共施設保有総量	有形固定資産減価償却率
平成29年度	394,889 m ²	59.0%
平成30年度	391,052 m ²	60.1%
令和元年度	391,972 m ²	61.1%
令和2年度	398,006 m ²	61.1%

資料：各年度決算書及び財務4表

※有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

市が保有する施設等が、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産の経年の程度を把握する数値。割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断される。

2 インフラ資産の現状と課題

(1) インフラ資産の保有状況等

インフラ資産は、生活及び産業の基盤となるものであり、市民生活や地域の経済活動を支えてきました。

本市の主なインフラ資産の保有量は、次のとおりとなっています。

【主なインフラ資産の保有量（平成28年3月末現在）】

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	7 9 0 k m
	橋梁	6 8 0 橋
	トンネル	3 か所
	舗装（延長）	7 8 3 k m
	道路照明灯	2, 0 4 6 基
農業施設	農道	3 2 4 k m
	集落排水処理施設	1 か所
	集落排水処理施設（管路延長）	7 k m
	林道	5 5 k m
水産施設	漁港	3 か所
公園施設	都市公園	8 2 か所
上水道	管路延長	8 5 0 k m
	浄水場	4 か所
	配水池	9 か所
下水道	管路延長	7 0 3 k m

(1) - 1 道路

本市の道路は、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達しており、北陸自動車道、国道8号、国道305号、国道364号、主要地方道福井加賀線（芦原街道）、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）、が整備されています。

東西方向には、福井港と丸岡インターチェンジを結び、東西に長い市の一体性強化に寄与する福井丸岡インター連絡道路の整備に向け計画が推し進められています。

■ 道路の整備状況

種別	実延長(m)	面積(m ²)	種別	実延長(m)	面積(m ²)
1 級幹線市道 ³	97,733	857,317	国 道	33,656	462,376
2 級幹線市道 ⁴	47,223	353,503	主要地方道	83,140	857,788
その他の市道	645,289	3,921,496	一般県道	100,428	852,024
市道 計	790,245	5,132,316			

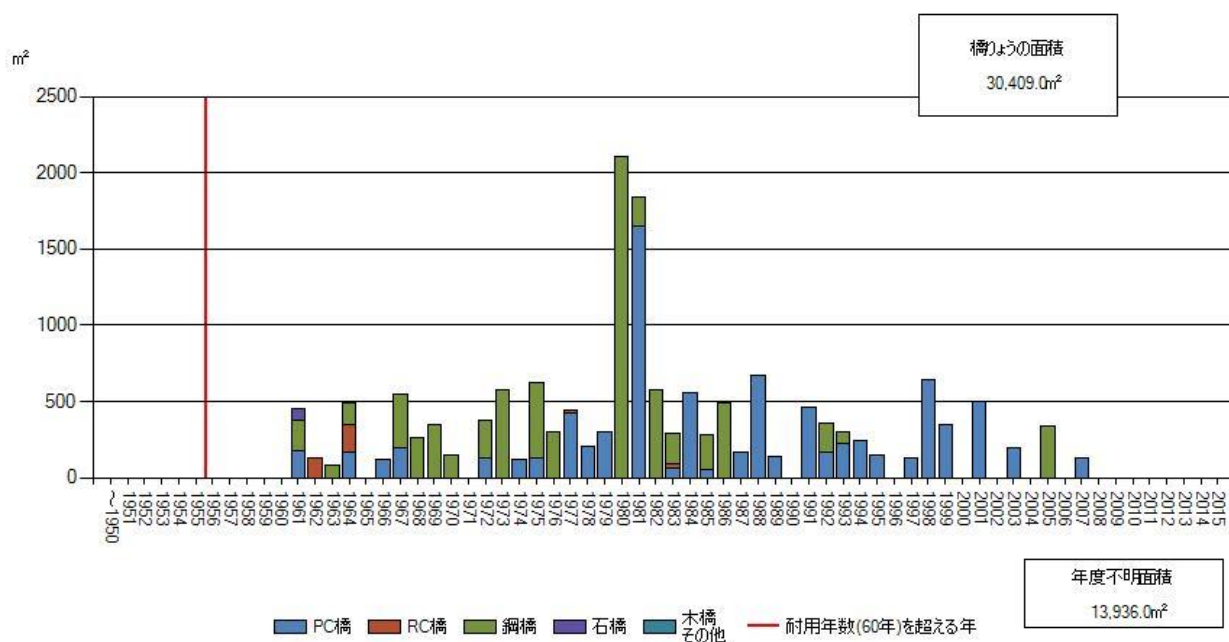
資料:建設部建設課

(1) - 2 橋梁・公園

本市の橋梁は680橋あり、延長は約5.1km、総面積は約3.0万m²となっています。平成26年3月に「坂井市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、計画的かつ予防保全的な維持管理・修繕による、橋梁の維持管理コストの縮減と財政負担の平準化を目指した取り組みを進めています。

公園についても平成26年3月「坂井市公園施設長寿命化計画」が策定され、市内82ヶ所の都市公園について、予防修繕の考え方を取り入れることで施設の長寿命化を図り、公園の安全性確保、トータルコストの縮減、平準化を図ることを目的としています。

【図3-5 橋梁_構造別年度別整備面積】



資料:建設部建設課

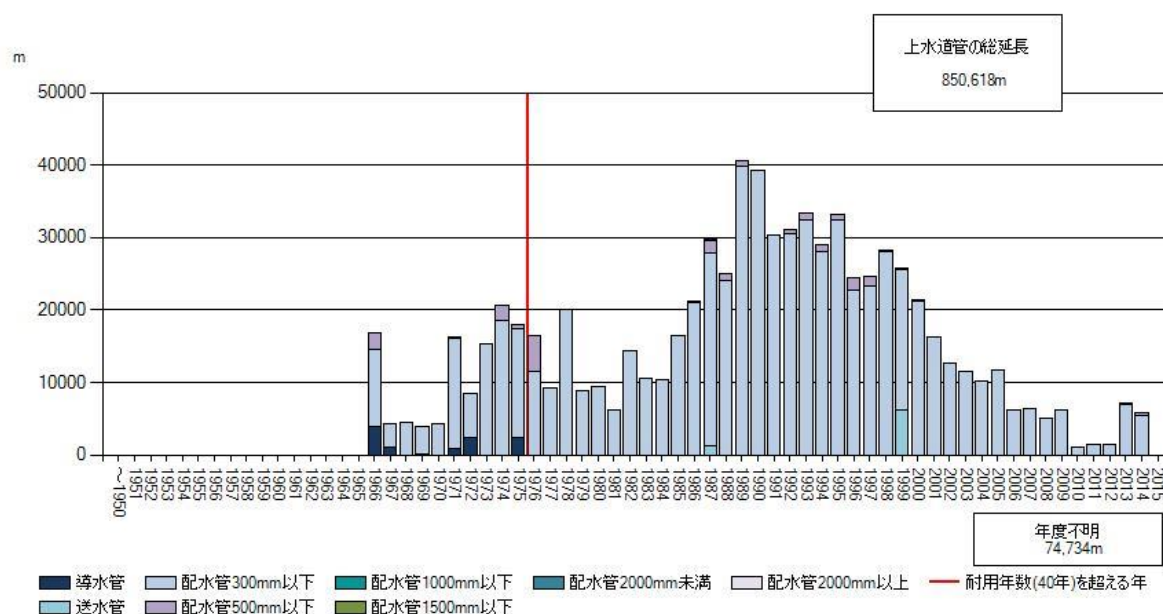
³ 国道、県道を連絡する道路など

⁴ 1 級幹線市道を補完し、基幹道路網を形成する道路

(1) - 3 上下水道

市内4ヶ所の配水池で県営坂井地区水道用水供給事業水を受水し、残りを市内20ヶ所に点在する地下水に依存しています。上水道管の延長は850kmとなっており給水普及率は99%となっています。

【図3-6 上水道_年度別整備延長】



資料:建設部上下水道課

今後、インフラ資産についても、老朽化対策や耐震化などの対応が必要となるほか、総人口の減少等に伴う利用やニーズの変化も見込まれますが、現時点においては既にネットワーク化されたインフラ資産を面的に縮減していくことは難しいと考えられることから、計画的な維持管理や機能更新による、効果的・効率的な管理の取り組みを進めることが必要となります。

インフラ資産の管理については、定期点検やパトロールなどにより、現状の把握を行っていますが、今後、老朽化が一層進む見通しであることから、安全性や機能を適切に確保するため、これらの取り組みを継続していく必要があります。

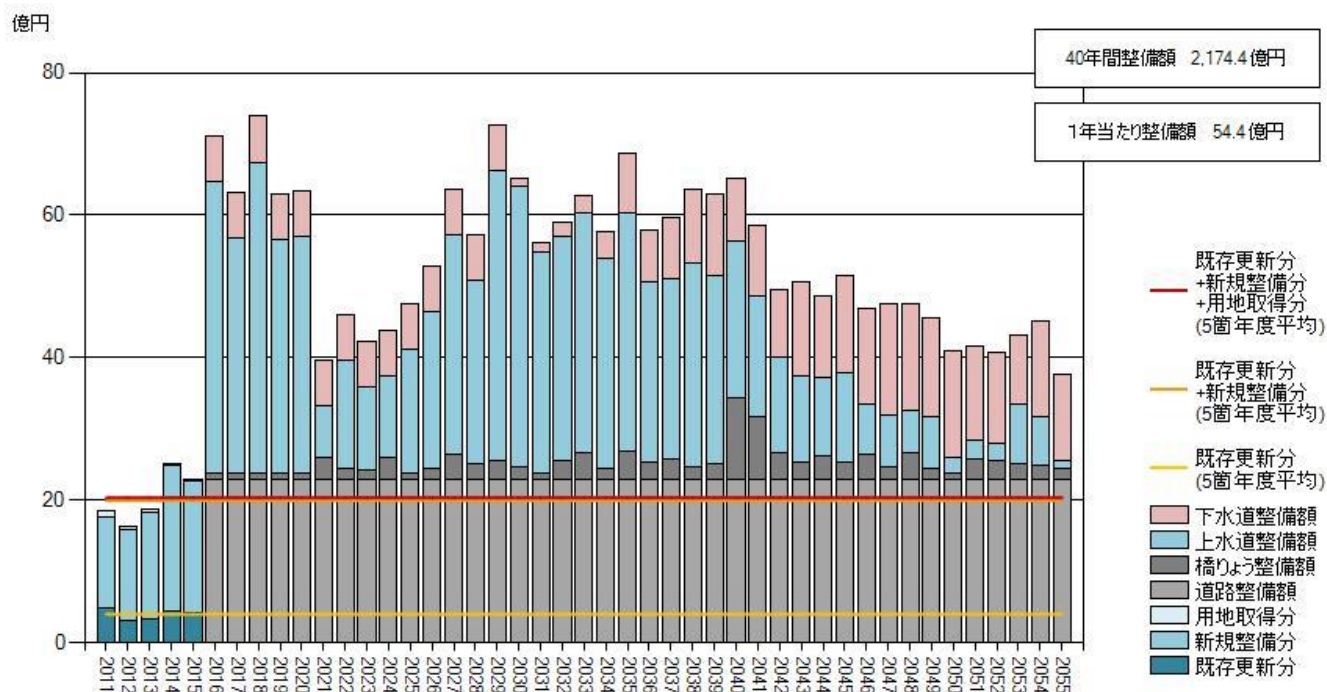
また、現在、法令等に基づきインフラ資産の台帳を整備していますが、施設によっては整備年度が古い等の理由から、情報が不足しているものもあるため、適切な情報の収集及び蓄積を行うことが必要となります。

これらの蓄積した情報等を活用し、インフラ資産の的確な補修等を行うため、研修の実施など職員を育成する取り組みも必要となります。

(2) 将来負担コストの課題

本市のインフラ資産のうち、橋りょうなどの構造物の中には、建設後50年を経過しているものもあり、今後は急速に老朽化が進行していくことが懸念されます。

【図3-9 全体更新費用_将来の更新費用の推計（インフラ資産）】



インフラ資産については、今後40年間の必要額は約2,174億円（年平均で54.4億円）に達する見通しです。（総務省提供ソフト⁵を活用）

一方で、これまで実際に支出してきた既存インフラ資産の既存更新費及び新規整備に係る直近5年度分の費用は年平均で約20.3億円であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても、年間あたり約34.1億円（必要額の約62%）が不足するものと考えられます。

⁵ 財団法人 地域総合整備財団が作成。算出根拠等については公共施設更新費用試算ソフト仕様書を参照

◆推計の手法

- ・インフラ資産の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
- ・更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定

◆更新の考え方

道路～15年で舗装部分の更新、橋りょう～60年で架替え
上水道管～40年で更新、下水道管～50年で更新

これらのインフラ資産も公共施設と同様に、維持更新費が増大していくものと見込まれますが、現時点ではインフラ資産を面的に縮減していくことは当面厳しいものと考えられることから、施設の長寿命化などによるコストの縮減や予算の平準化を図るなど、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に維持管理していくかが課題となります。

3 公共施設等の管理上の課題

従来の官庁会計は、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営に係る費用を含めたすべての生涯費用（ライフサイクルコスト）を把握することが困難な上、供用されている各年に発生している減価償却費などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。

今後は、公共施設を用いた行政サービスの提供に係るすべてのコストを把握するとともに、保有する公共施設の資産状況を適正に把握したうえで、適切な維持管理を行っていく必要があります。

第4章 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

これまでに述べた現状や課題に対応し、健全で持続可能な都市経営を実現するため、総人口の減少等に伴う社会情勢の変化や厳しい財政見通しなどを踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、市民に理解の得られるサービス水準を確保していくための基本的な方針を設定します。

1 計画期間

平成29年度から平成58年度までの30年間を計画期間とします。
(但し平成29年度から平成68年度までの40年間を推計期間として設定)

本市においては、昭和50年代前後に公共施設等の建築が集中しており、築20年から40年を経過する公共施設等が今後、大量に更新を迎えること、またインフラ資産についても上水道施設や下水道施設の耐用年数の到来時期等を考慮し、平成29年度から平成68年度の40年間を見通したうえで、将来の人口などの社会情勢の変化や財政状況等に的確に対応するため、平成29年度から平成58年度までの30年間を計画期間とします。

また、総合計画などの上位・関連計画と整合性を図りつつ、社会情勢や、国の施策等の推進状況を踏まえ、適時見直しを行っていくこととします。

なお、個別施設計画や長寿命化計画は、上位計画である本計画に基づいて個別に策定を行います。

2 施設類型ごとの基本的な方針

設定にあたっては、坂井市公共施設マネジメント白書など、既に類似の取り組みを進めている現状等を踏まえ、「公共施設」と「インフラ資産」に区分して定めます。

(1) 公共施設

将来にわたり、適切な市民サービスを持続的に提供するため「坂井市公共施設マネジメント白書」で定めた今後の公共施設のあり方・改善の方向性などに基づく取り組みを着実に進めることを前提に、基本的な考え方を示します。

また、取り組みにあたっては、市民サービスへの影響に配慮しつつ、厳しい財政見通しのもと、維持更新費が本格的に増大する前に、適切に取り組むこととします。

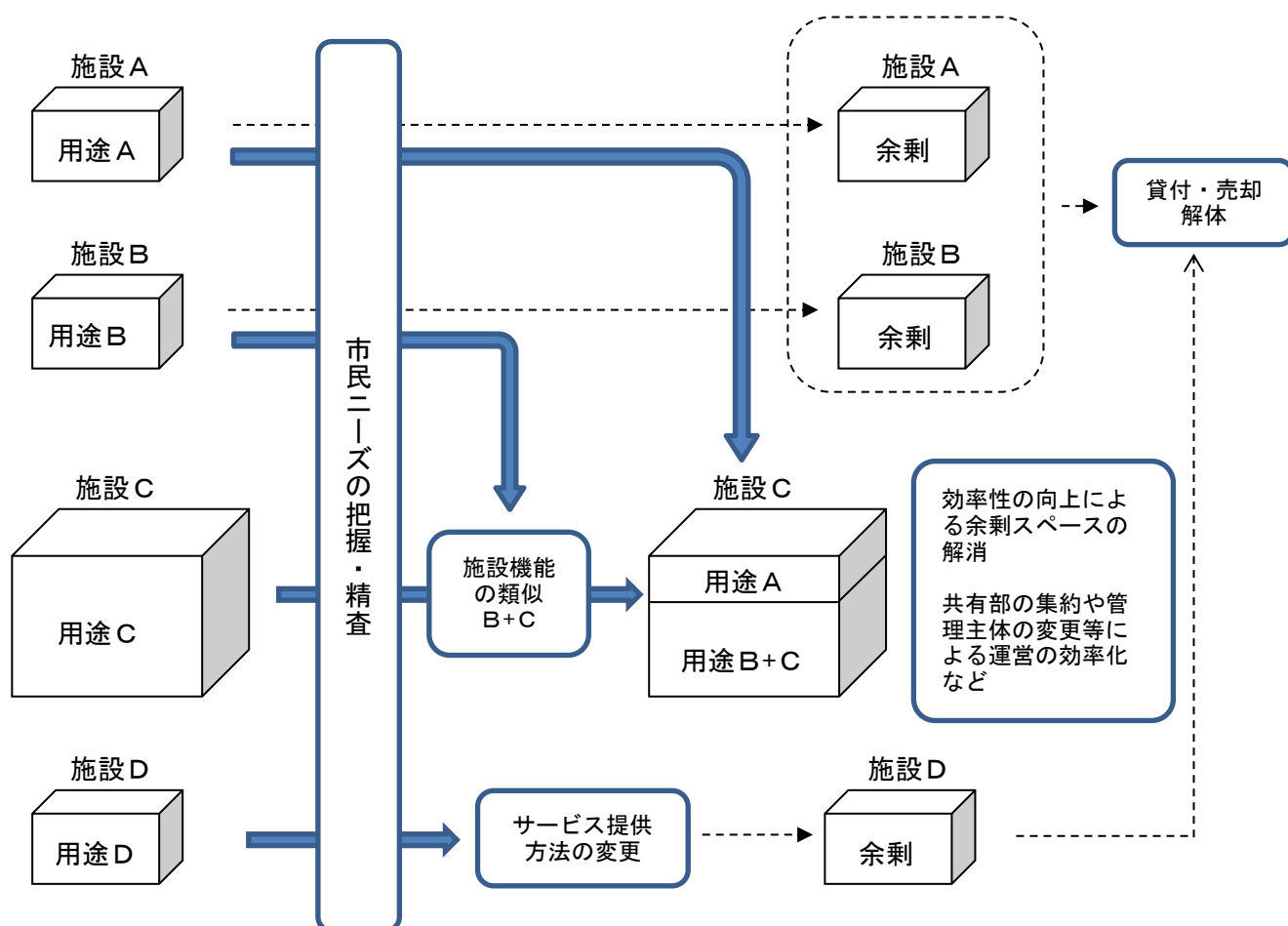
①公共施設見直しの基本方針

方針1 施設利用の効率性の向上

事業の見直しや類似する機能を有する施設の統合など、ソフト・ハード両面から、施設としての効率性の向上を図ります。

- ・人口動態などを踏まえた将来の市民ニーズの変化を的確に把握するとともに、類似機能の統合や複合化などを通じて、施設の機能を整理し、余剰施設は解体するなど施設利用の効率性を向上します。
- ・施設の複合化などの検討にあたっては、余剰施設やスペースの売却・貸付・解体についても一体的に検討します。
- ・複合化した施設等について、管理の一元化や、更新時におけるPFIの導入等により、管理・運営の効率化やコストの削減を促進します。
- ・施設が果たしている役割や機能を再確認し、更新等の機会を捉えて社会情勢の変化に応じた機能転換など戦略的な取り組みを進めます。
- ・市が保有する施設の使用を前提としない市民サービスの提供についても検討します。

【図4-1 施設利用の効率化イメージ】



方針 2 施設の再配置

施設総量の縮減と市民サービスの維持・向上を図るため、旧町を超える広域的な利用範囲も視野に入れて施設や機能のバランスのとれた再配置を行います。

- ・ 施策上の目的は異なるものの、利用実態が類似する施設について、類似機能の統合を踏まえた集約化等により、施設の機能を適切に維持しながら、効果的・効率的な施設配置を検討します。
- ・ 施設の集約化や複合化の検討にあたっては、建物性能や収支バランス（改修費用や余剰資産売却による歳入・ライフサイクルコスト等）、立地等を総合的に勘案します。
- ・ 県や近隣市町など他の自治体の施設や民間施設について、配置状況を適切に把握し、必要に応じて連携を図るなど、再配置の検討にあたって適正に反映させます。

方針 3 施設総量の縮減

総人口の減少や厳しい財政見通しなどのもと、今後 40 年間を見据えた長期的な取り組みにより、公共施設の総量（総延床面積）を縮減します。

- ・ 施設の新規整備（新設などの量的拡大をとまなうもの）については、原則として行わないこととします。
- ・ 新規整備がやむを得ない場合については、面積拡大分の代替施設の縮減や効率性向上などにより、総量の影響を極力抑制するとともに、費用対効果を考慮し、必要最小限度の面積と機能で対応していくこととします。
- ・ 大規模改修や建替えが必要となる施設については、周辺施設の活用などを十分に検討した上で、実施の可否を判断するとともに、その時期については、直近の財政状況を踏まえた平準化などを併せて検討します。
- ・ 建設から一定期間を経過した施設については適宜点検及び診断を行い、耐用年数を超えるもので、長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。
- ・ 遊休施設や余剰資産の売却等により、運営コストの削減と新たな投資財源のねん出に努め、持続可能な施設マネジメントを図ります。
- ・ 余剰資産の売却にあたっては、建物の状況等を踏まえ、必要に応じて解体や撤去を行います。

【目標の設定】

財政規模に見合った公共施設の運用を実現するためには、下記の縮減目標の算出根拠から推計しますと、総延床面積を約20%縮減する必要であるため、計画期間30年間の目標とします。

～総延床面積の縮減目標～

総延床面積を30年間で20%縮減（平成28年3月末比）します。

【縮減目標の算出根拠】

★将来維持更新費の試算 53.7 億円／年（今後30年の総額1,611 億円）

《前提条件》

- ・現在保有する公共施設をすべて保有し続けたとする。（「公共施設マネジメント白書」において「廃止（閉館等）」の方向性が示された施設は除く）
- ・建物の耐用年数を建替えの更新年数、耐用年数の1／2（小数点以下切捨て）を大規模修繕の更新年数とする。
- ・耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令）」に基づき定める。
- ・維持更新費は、更新費及び大規模修繕費を含む。

★確保可能な財源の試算

維持可能な支出水準 30.0 億円／年（今後30年の総額900 億円）

※財政計画にて普通建設事業費として計上した年平均の金額（新設経費含む。）

合併特例債による加算 19.0 億円／年（平成32年度までの総額76 億円）

★充当可能な財源の試算

公共施設に要する維持運営費 50.0 億円／年（今後30年の総額1,500 億円）

※公共施設の面積を縮減することにより、対象となる施設の維持更新費の削減に加え、縮減した分の光熱水費や維持運営費、当該施設維持に係る人件費、委託費などの費用も縮減できます。

○縮減目標：不足額÷（更新費用＋維持運営費）

30年間の不足額：1,611－976＝635 億円

縮減目標：635÷（1,611＋1,500）≒20%

上記の仮定に基づき、将来維持更新費と財源が均衡する縮減率を算出したところ20.41%となりました。

今後の技術革新等による維持更新費の低減や民間活力の推進等により、維持更新費及び管理運営費の削減を図ることを前提として、総延床面積の縮減目標を「20%」にすることとしました。

(2) インフラ資産

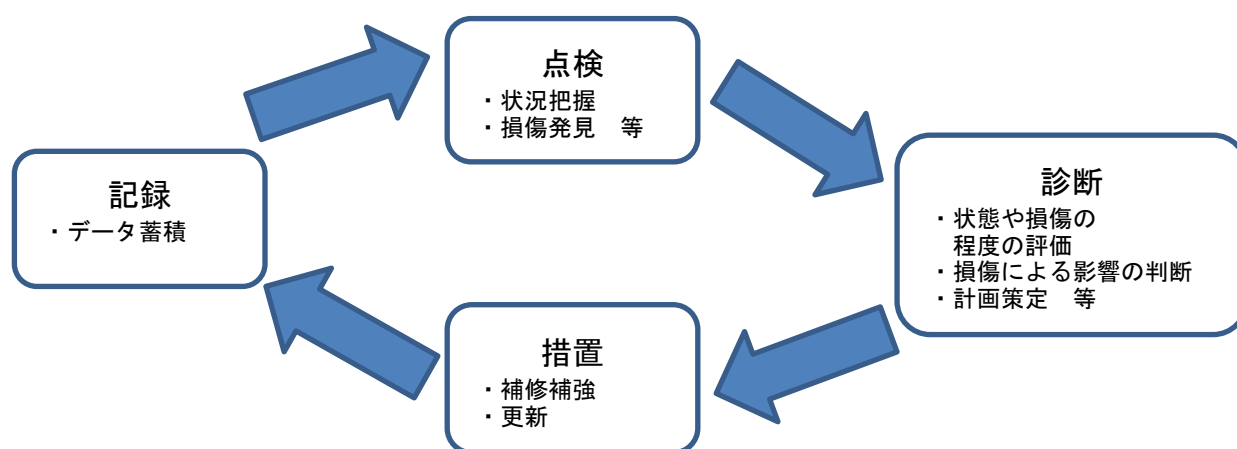
安全で安心な市民生活を支えるため、必要な機能を確実に発揮し続けるとともに、今後の社会情勢の要請にも応えられるよう、中長期的な視点を踏まえた管理等に関する基本的な方針を定めます。

方針1 適切な維持管理の推進

安全で安心な市民生活を支える都市基盤として、社会要請を踏まえつつ、必要な機能を十分に確保するため、メンテナンスサイクルの構築など、適切な維持管理に基づく取り組みを推進します。

- ・インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢や市民ニーズ（防災対応、バリアフリー、環境への配慮など）を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的な視点から必要な整備を計画的に行います。
- ・インフラ資産の劣化や損傷の進行は、利用状況や設置された周辺環境等により異なることから、各施設の状態を的確に把握する取り組みを進めます。
- ・橋りょうなど、経年劣化等による損傷に比して、地震等の災害など短期間で生じる損傷等によってその健全性が左右される施設については、日常の巡視や災害発生後の点検等により、施設の状態を適切に把握します。
- ・これらの取り組みにより得られた施設の状態や維持管理に関するノウハウなどを蓄積するとともに、新たな維持管理や更新に係る技術の導入についても検討し、次期点検等において活用します。
- ・長期にわたり各施設がその機能を発揮し続けるためには、地震等への対策も必要となることから、修繕等の時期において、耐震性能や事故に対する安全性能を向上する取り組みを併せて進めます。

【図4-2 メンテナンスサイクルのイメージ】

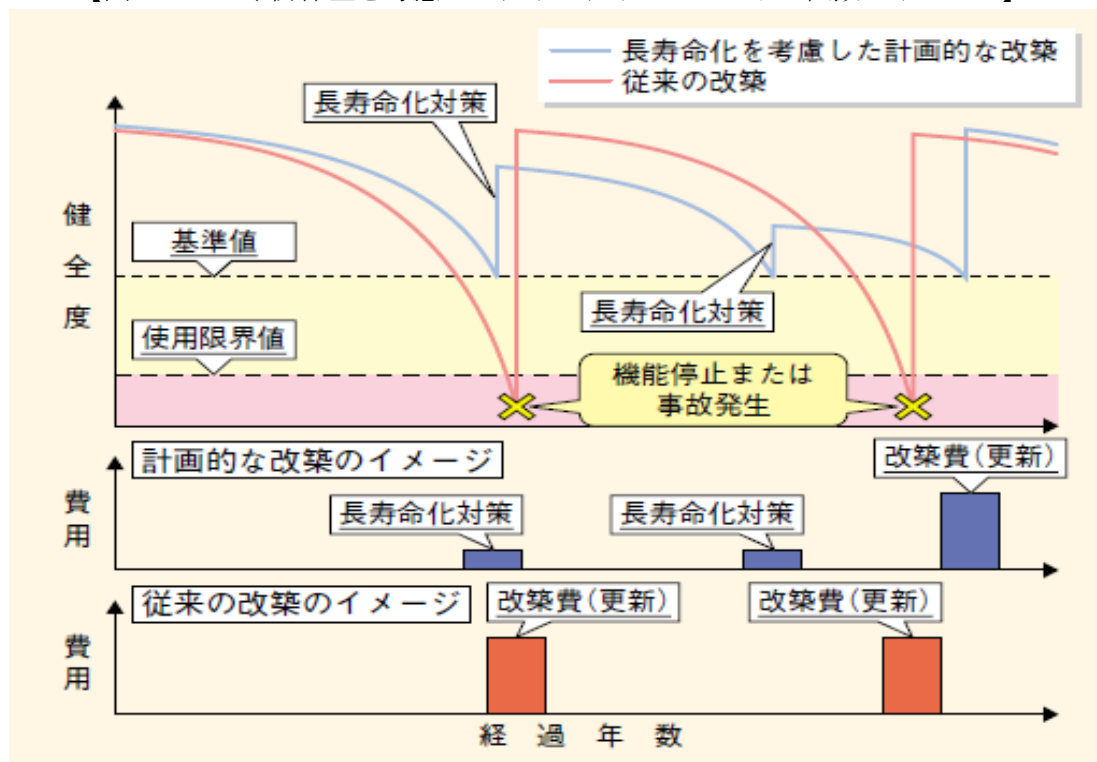


方針２ 長寿命化および維持管理コストの縮減

厳しい財政見通しを踏まえ、計画的な維持管理を実現するため、長寿命化を図るとともに、維持管理コストの縮減や、ライフサイクルコストを考慮し、コストを平準化します。

- ・道路、公園、上下水道など種別ごとの役割や機能、特性に合わせた補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先度を考慮しながら適正な維持管理を図ります。
- ・ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に長持ちさせます。
- ・既に策定されている計画（坂井市橋梁長寿命化修繕計画、坂井市公園施設長寿命化計画等）を基本としながら、管理計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行います。
- ・施設の損傷が軽微である早期段階において、予防的な修繕を実施する「予防保全型維持管理」の導入を進め、施設を長寿命化します。
- ・予防保全型維持管理により、更新等の費用を把握し、必要な対策を計画的に実施することで維持管理コストの縮減を図るとともに、短期的に財政負担が集中しないよう、コストを平準化します。
- ・インフラ機能を維持しながら、的確に更新等を行うため、施設自体の必要性についても併せて検討し、必要性が低い施設については、更新時等において解体又は撤去を行います。

【図４－３ 予防保全を考慮したライフサイクルコストの低減のイメージ】



※資料：国土交通白書２００８（国土交通省）

第5章 取り組みの方向性

公共施設等マネジメントの推進を円滑にし、実行性のあるものとするため、各施設の維持管理を担当する部署と公共施設等の総資産を一元的に管理する部署とが連携し、次の方策により実行していくこととします。

1 公共施設

(1) 公共施設見直しにおける方向性

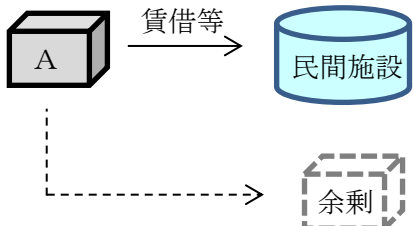
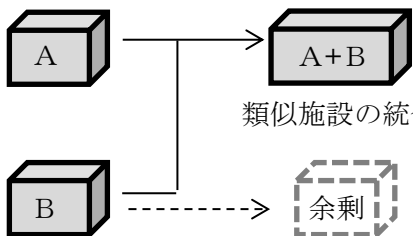
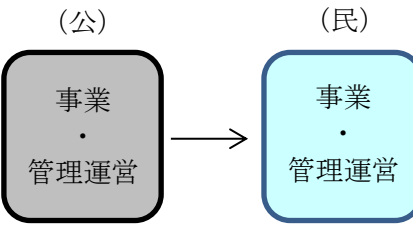
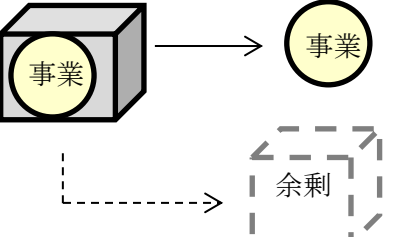
①見直しの方向性

- ・前章で示された管理等に関する基本的な考え方を踏まえ、坂井市公共施設マネジメント白書における「公共施設のあり方・改善の方向性」に基づき、引き続き個別具体的な取り組みを進めます。

②施設総量の縮減及び施設利用の効率性向上の推進

- ・施設総量の縮減の可能性を検討する基本として、現状の施設利用の効率性を把握するとともに、市民ニーズの将来見通しを踏まえ、本来必要な施設の規模を精査し、その結果による必要規模を基に、他の施設も含めて縮減の可能性を検討することとします。
- ・施設の再配置等の検討においては、次の縮減方法により検討します。

縮減方法	内容	イメージ
ア 集約化	同一用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
イ 複合化	施設の稼働状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異なる用途施設と複合	
ウ 転用	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用	

エ 民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用	
オ 類似機能の統合	政策目的（所管）は異なるものの、実態が似通っている複数の機能について、実態に即して事業そのものや、利用形態を統合	
カ 実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態などを踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ変更、PPP／PFIの導入等	
キ サービス提供方法の変更	事業そのものやサービスのあり方などを踏まえ、施設を前提としないサービス提供方法へ変更	

- ・類似施設の統合は、事業そのものの見直しを含み、集約化、複合化等のハード面の取り組みに影響を与えることから、個別施設の再配置に先立ち、事業としての統合や連携について検討します。
- ・施設の集約化や複合化、民間施設の活用等を行う場合には、立地条件や建物性能、収支バランス（改修費用、余剰資産の売却等による収入、ライフサイクルコスト等）等を踏まえて検討します。
- ・毎年度実施している事務事業評価による事業の見直しなどについては、再配置や施設の縮減等の検討に反映させるなど、適切に連携を図ります。
- ・施設の縮減の時期は、可能な限り早期が望ましいものの、施設の更新時期等を踏まえ、個別に検討することとします。
- ・集約化や複合化した施設においては、施設管理の一元化など、効率的な管理運営方法を検討します。

③市民サービスの維持・向上

- ・施設の再配置の検討にあたっては、サービス提供の対象エリア、公共交通や接道条件、周辺環境等の地域の特性を踏まえ、将来にわたり利便性の高い立地を選択することにより、市民サービスの拠点としての継続性を確保します。
- ・施設の複合化等にあたっては、施設内の用途のマッチングにより、新たな利用者同士の交流など、副次的効果の創出にも配慮した検討を行います。

(2) 公共施設マネジメントシステムの着実な運用

- ・資産経営の最適化を図るため、資産データを一元管理し活用するとともに、各施設について「資産の総合評価」を行い、評価結果に基づく利用調整から施設の計画的保全までを総合的に行う仕組みとして、公会計管理台帳システムと公共施設マネジメントシステムを効果的に運用しています。
- ・施設ごとに利用状況や運営コストなどの現状を示した「資産カルテ」により、資産の「見える化」を図り、市民への的確な情報発信を行います。
- ・資産の総合評価により、各施設の状況を定量・定性の両面から総合的かつ多角的に評価することで、施設の見直しの必要性や見直しの方向性を示します。

(3) 計画的な保全の推進

- ・施設の見直しについて検討した結果、将来にわたり継続利用すべき施設については、保全の優先度を考慮し、効果的な予算配分を図ります。
- ・施設の計画的な保全の推進など、施設の長寿命化とライフサイクルコストの最適化に向けた取り組みを進めます。
- ・施設の計画的な保全にあたっては、法令等に基づく定期点検や日常点検に加え、改修を行う場合には劣化状況等を詳細に調査するなど、施設の状態を的確に把握します。

(4) 民間活力の導入

- ・民間施設の活用など公共施設にこだわらない公共サービスの提供を図ります。
- ・官民の役割分担を明確にし、P P P / P F I などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・今後も維持していく公共施設等の修繕・更新時には、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

(6) 脱炭素化の推進

- ・再生可能エネルギーの導入やL E D照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導

入による消費エネルギーの省力化など、公共施設等における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

2 個別施設計画等を踏まえた維持更新経費の見込み

(1) 個別施設計画等を踏まえた更新経費の見込み（事業費ベース）

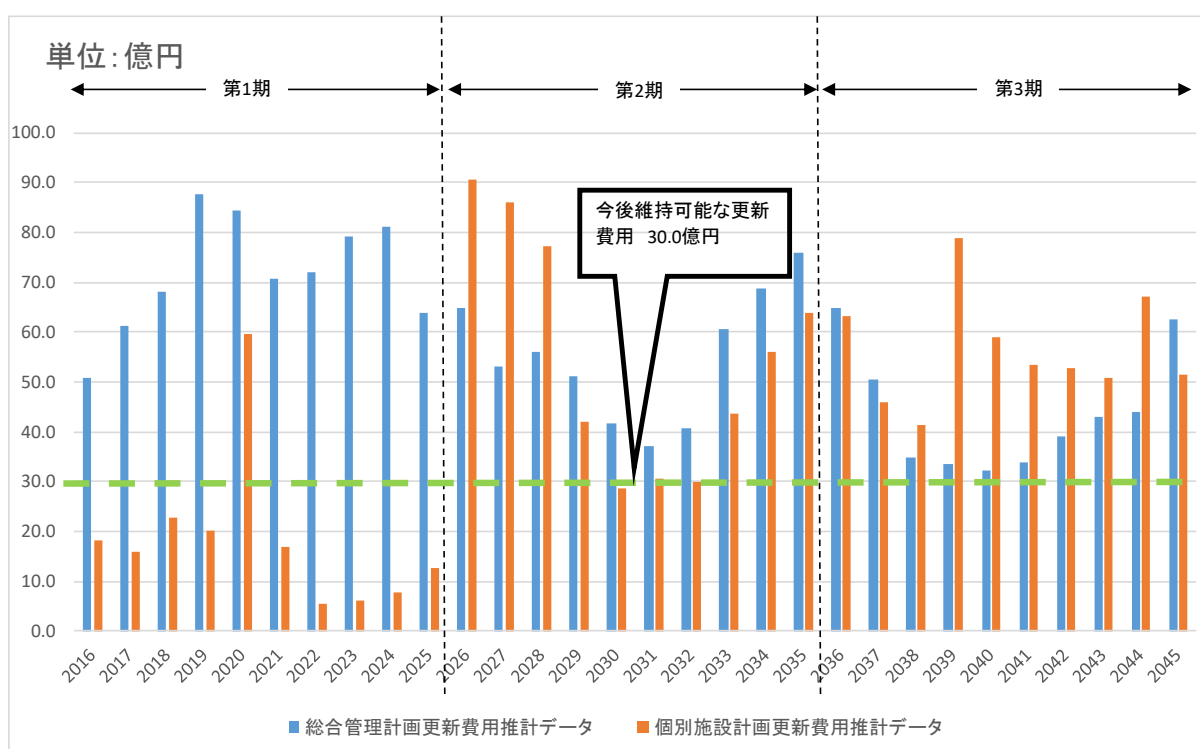
本市の保有する公共施設について、今後30年間、現状の施設数や規模を変えずに維持した場合の更新経費を試算すると、約1,611億円（約53.7億円／年）となる見込みですが、個別施設計画に基づく施設保有総量の縮減等を踏まえた更新経費を、事業費ベースで試算すると、約1,297億円（約43.2億円／年）となり、約313.6億円（約10.5億円／年）縮減される見込みです。

○総合管理計画

30年間の更新費用総額 1,611.0億円 年度更新費用 53.7億円

○個別施設計画

30年間の更新費用総額 1,297.4億円 年度更新費用 43.2億円



(2) 個別施設計画等を踏まえた更新経費の見込み（償還費ベース）

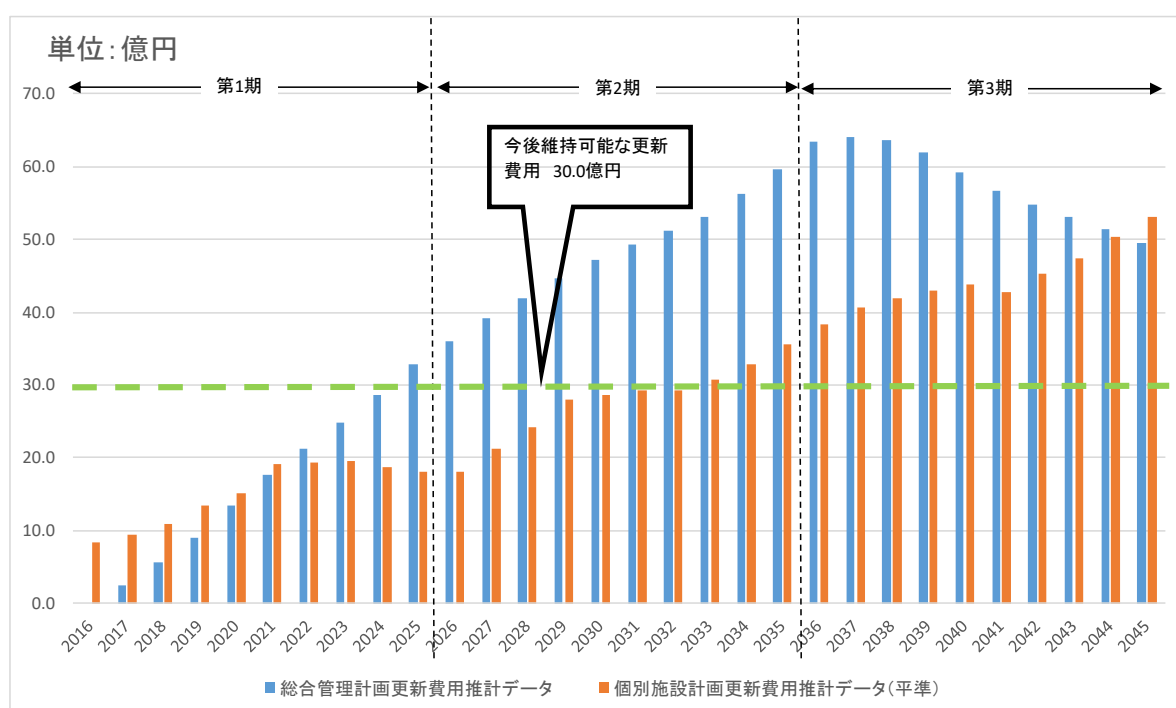
個別施設計画での更新費の将来推計は、現に償還している起債額及び各施設の大規模改修時期や更新時期に、市が起債事業として償還を行うシミュレーションに基づき算出しています。個別施設計画のシミュレーションに基づいた更新経費の見込みは次のとおりです。

○総合管理計画

30年間の更新費用総額 1,212.0億円 年度更新費用 40.4億円

○個別施設計画

30年間の更新費用総額 877.0億円 年度更新費用 29.2億円



(注) 償還費ベースの推計は総合管理計画及び個別施設計画の更新費を20年償還に均した際の更新費

- ・総合管理計画の更新費（総額：1,212億円）には、現在償還している起債は含まれていない
- ・個別施設計画の更新費（総額：877億円）には、現在償還している起債は含まれている

(3) 施設の総面積に係る目標達成状況

個別施設計画を踏まえた施設の延べ床面積及び目標達成状況は次のとおりです。

No.	分類名	施設マネジメント実施後推計延べ床面積(㎡)		縮減率 (%)
		全 期 末 (H28年度～R27年度)	第1期末 (H28年度～R7年度)	
1	庁舎・防災施設	22,799	22,799	
2	コミュニティ施設	19,945	20,989	
3	福祉施設	5,624	6,141	
4	子育て関連施設	24,837	25,572	
5	観光産業施設	17,140	17,763	
6	市営住宅	36,110	40,630	
7	学校施設	160,173	160,173	
8	文化・その他教育施設	26,496	27,948	
9	スポーツ施設	38,830	38,876	
10	その他の施設	6,054	7,361	
小 計(A)		358,008	368,252	
新規施設(B)		11,060	—	
合 計(C) (A) + (B)		369,068	—	
総合管理計画策定時(D)		398,682 (※)		
比 較(マネジメントによる効果) (D) - (C)		29,614	—	7.4%

※398,682㎡は、坂井市公共施設等総合管理計画策定時総延べ床面積(407,558㎡)から一般会計対象外施設である病院関連施設延床面積(8,876㎡)を差し引いて求めた面積です

(4) 施設の維持更新費用に係る目標達成状況

個別施設計画を踏まえた施設の維持更新費用（施設の維持運営費＋更新費）の推計及び総合管理計画の目標達成状況は次のとおりです。

No.	分類名	施設マネジメント実施後推計 維持更新費用（百万円）		縮減率 （％）
		全 期 （H28年度～R27年度）	うち第1期 （H28年度～R7年度）	
1	庁舎・防災施設	11,740	3,007	
2	コミュニティ施設	12,063	3,389	
3	福祉施設	1,930	459	
4	子育て関連施設	59,875	18,728	
5	観光産業施設	10,275	2,738	
6	市営住宅	3,684	40	
7	学校施設	57,721	12,273	
8	文化・その他教育施設	27,404	9,116	
9	スポーツ施設	13,330	2,753	
10	その他の施設	2,558	542	
小 計(A)		200,580	53,045	
新規施設(B)		15,100	—	
合 計(C) (A) + (B)		215,680	—	
総合管理計画策定時(D)		311,100 (※)		
比 較(マネジメントによる効果) (D) - (C)		95,420	—	30.7%

※坂井市公共施設等総合管理計画では、30年間で3,111億円（更新費1,500億円＋維持管理運営費1,611億円）の維持更新費用が必要と推計しています

3 インフラ資産

インフラ資産については、複合化、集約化等の改善や、用途転換や資産そのものの廃止が適さないことから、公共施設とは異なる視点・方法によって取り組むこととします。

(1) 現状把握（点検・診断等の実施）

- ・各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、適切な点検及び診断を実施し、劣化進行等の状態を把握し、評価するとともにデータの蓄積を行い、必要かつ的確な補修などの対策を検討します。また、施設の状況や対策履歴等の情報を次の点検及び診断に活用します。
- ・点検、診断等を行うにあたり、国等が示す基準や要領等を踏まえ、施設の状態や劣化予測等の把握に努めていきます。なお、点検基準がない施設については、必要な管理水準を確保するために「点検要領」等を定めます。

(2) 更新・補修の実施

- ・点検に基づいた短中期的な更新・補修計画を策定し実施します。
- ・各施設について、地震時においても必要な機能を適切に確保するため、橋りょうや管渠などの耐震化を継続して実施します。

(3) 適切な投資

- ・点検等の結果に基づき、計画的な修繕や更新を行うことで、従来の事後保全的な管理から、劣化の進行を予測した上で、損傷が深刻化する前に修繕を行う予防保全的な管理へ転換し、施設の長寿命化を図るとともに、修繕、更新等の費用を縮減します。
- ・ライフサイクルコストを考慮した、修繕及び更新費用のシミュレーションを実施することなどにより、コストの平準化を図ります。
- ・経年劣化による損傷に比して、地震等の災害など短期間で生じる損傷等によってその健全性が左右される施設については、巡視や災害発生後の点検等により状態を把握するとともに、その機能を適切に維持し回復するため、必要な予算の確保に努めます。

(4) 民間活力の導入

- ・研究機関や企業との連携を強化し、新技術等を取り入れ、効果的な維持管理を可能にします。
- ・PPP／PFIなどの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に導入します。
- ・包括的民間委託などの効率的な契約方法の検討を行います。

第6章 実行体制の整備

1 推進体制

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、総資産量を把握し、全体を一元的に管理し、全庁的に共有することで、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

なお、公共施設等マネジメントの実施は、技術的な検証が重要であると捉え、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法・管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整えていく必要があります。

2 財政との連携

長期的な視点から策定した管理計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な公共施設等マネジメントを実施していくには、予算編成担当課との連携が必要不可欠です。

そのため、管理計画の策定により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。

また、今後は、公共施設等マネジメントによる事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて検討していきます。

3 市民との協働

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、市民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

さらに、公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の市民への提供を推進します。

4 職員の意識改革

全庁的に公共施設等マネジメントを推進していくためには、職員ひとりひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラの現状や課題を十分に理解し、これまで以上に経営的視点に立った総量適正化、維持管理の推進を

図っていくとともに、社会経済状況や市民ニーズの変化に対応できるような市民サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、研修会等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方やコスト意識の向上に努めていきます。

5 フォローアップの方針

管理計画の内容については、今後の財政状況、施設に対するニーズの変化や社会経済情勢を注視するとともに、各施設の取り組み状況等を踏まえ、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行っていきます。

また、管理計画の実効性を高めるため、具体的な施設の再配置等を定める実施計画を策定し、坂井市行政改革推進本部会議および公有財産利用検討委員会において進行管理と計画の見直しを行います。

なお、公共施設等の適正配置に係る検討にあたっては、議会や市民に対し随時情報提供を行い、市全体で認識の共有化を図っていきます。